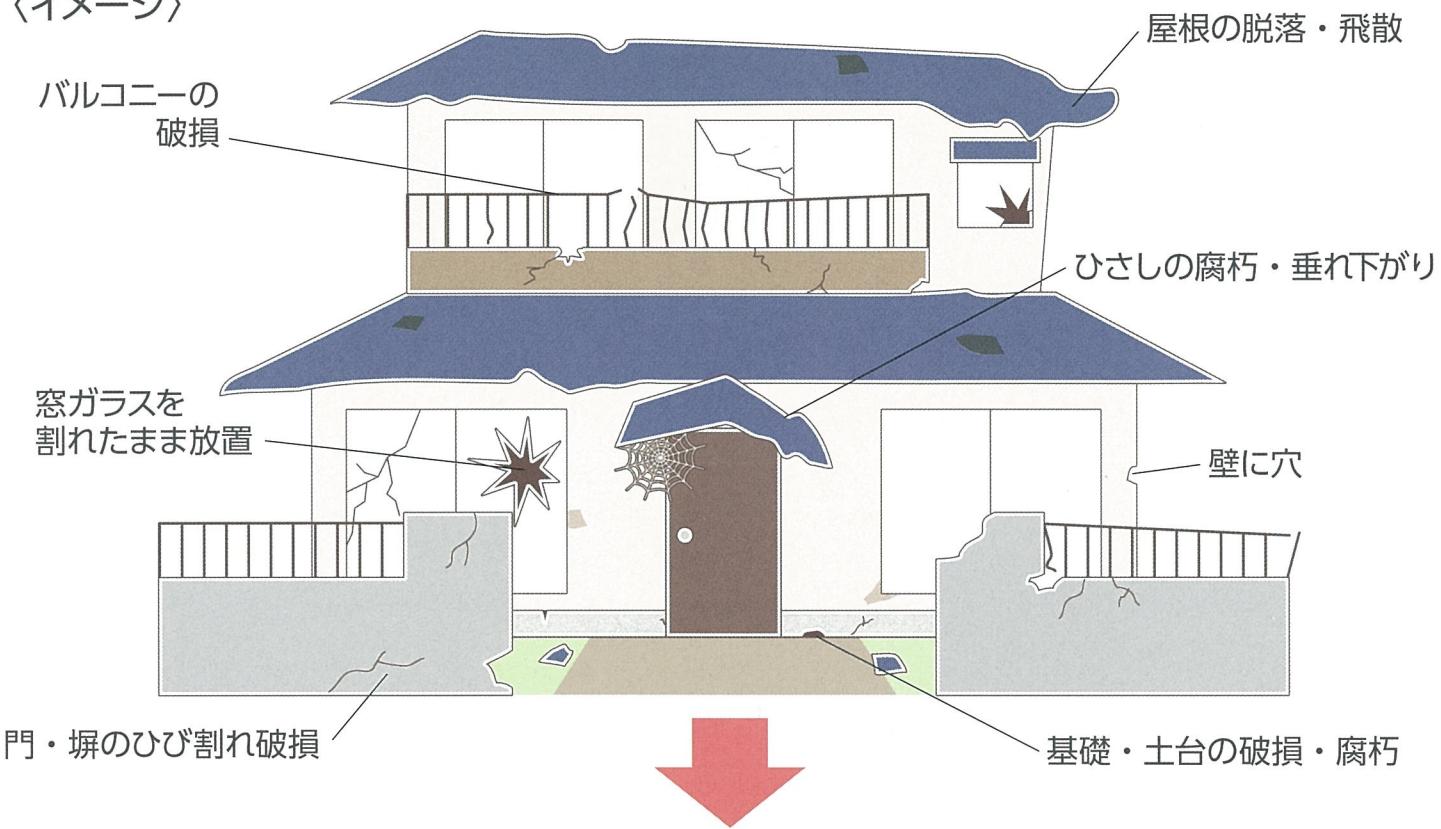


# 「管理不全状態」にある空き家とは？ （「特定空家等」）

条例では、空き家が、次のいずれかの状態にある場合を、条例上「管理不全状態」にある空き家といいます。これは、法律の「特定空家」に該当します。

- ① 老朽化、自然災害等のために倒壊し、または建築材等が飛散するおそれがある状態
- ② 不特定の者が侵入すること等により火災を発生させ、または犯罪を起こすおそれがある状態

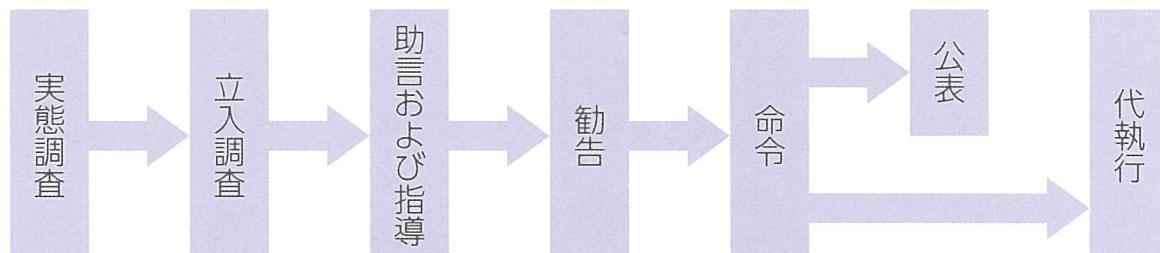
## 〈イメージ〉



「管理不全状態」を放置すると・・・

## 法律・条例の措置

区が所有者等に対して改善を求めるほか、区長が管理不全状態にあると認める空き家等（「特定空家等」）については、必要な措置をとる場合があります。



## 税制上の措置

特定空家（管理不全状態にある空き家）になることにより、住宅用地としての特例が適用されなくなります。その結果、土地の固定資産税および都市計画税が高くなる場合があります。